補助事業実施に際しての留意事項

令和2年8月

株式会社NTTデータ経営研究所

１．発注について

補助事業に係る発注については、必ず交付決定日以降に実施してください。交付決定前に発注した場合、補助金交付の対象外となります。ご注意ください。

（交付規程第１２条第１項、業務細則第１１条第１項）

※発電機メーカーより、需要増により予定よりも納期が遅れる可能性がある旨、情報が入ってきております。交付決定後は、お早めに発注を行うことを推奨いたします。

２．月次報告について

事業の進捗状況を確認するため、月次報告をお願いしております。

交付決定後、事業完了までの期間中は毎月、以下の要領でメールにてご連絡ください。

提出先：chusho-bcp2020@nttdata-strategy.com

件名：　○月分月次報告_事業者名_補助金交付番号

添付ファイル：月次報告書、予定工程表

提出日：下表参照のこと

報告内容	提出期限
令和2年　8月分	令和2年　9月　1日（火）
令和2年　9月分	令和2年 10月　1日（木）
令和2年　10月分	令和2年 10月30日（金）
令和2年　11月分	令和2年 12月　1日（火）
令和2年　12月分	令和2年 12月25日（金）
令和3年　1月分	令和3年　2月　1日（月）

※月次報告は、事業完了時期の遅延等が発生した際でも柔軟な対応ができるよう、進捗を把握させていただくことを目的としております。計画通りに進行している場合であっても、必ずご提出をお願い致します。

※月次報告は、事業完了の前月分までご提出ください。

３．災害対策の実施について

自家発電機を設置する際には、浸水による破損を防ぐため高所に設置する、破損に備えて補助対象設備を補償の対象とする保険に加入しておく等の対策を講じることを推奨します。

※今般の事業では、交付規程第２４条に基づき、災害発生時における補助対象自家用発電設備の稼働状況を、経営研究所の求めに応じて速やかに報告していただく必要があります。

①多発する豪雨等の洪水に備えて

令和元年も台風第15号や、第19号などの多くの豪雨災害が発生しております。特に河川に隣接する事業者においては、自家発電設備やキュービクル、生産設備などの事業の継続に欠かせない設備が浸水し、破損するといった事象が多く発生しています。

採択された事業者は、自社が立地する地域の浸水ハザードマップ等を確認し、補助事業で導入した自家発電設備が浸水しないように高所に設置する、止水板を活用するなどの浸水対策を講じたうえで、対策内容について月次報告とあわせて経営研究所に報告をお願いします。

②導入した自家発電設備を補償対象とした保険への加入について

被災した際に、事業の継続に大きく影響を与えるのがリスクファイナンス対策です。今般、採択され導入した自家発電設備を補償の対象とする保険プランに加入しておくことを推奨します。

※台風等の自然災害等において、当該事業において導入した自家発電設備等が破損した場合は、 以下の手続きを行って下さい。

・「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて
５.承認申請時の特例について
（https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf）」に沿って、「別紙様式１」に必要事項を記載した上で、経営研究所に提出してください。

・今般の補助事業において導入した、自家発電設備を補償の対象とする保険に加入しており、災害の発生により補助対象設備が破損する等の補償事由が発生したことに伴い、保険金などの収入がある場合は、経営研究所までご相談ください。

※交付規程第２５条に基づき、「補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を納付」していただく場合があります。

４．計画変更について

交付決定された内容を変更（交付規程第１５条第１項に該当）する場合は、事前に経営研究所に相談して下さい。交付決定された内容に変更が生じる場合、補助事業者は、あらかじめ様式第６による「計画変更等承認申請書」を経営研究所に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、業務細則第１３条に定める軽微な変更の場合は様式第７による「計画変更等届出書」を事業完了日前までに経営研究所に提出してください。経営研究所は、計画変更等承認申請書の内容が適正であると認めたときは、その旨を様式第８による「計画変更等承認結果通知書」により申請者に通知します。経営研究所は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことがあります。

※補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき及びその他、経営研究所が 必要と認め指示した場合は必ず提出ください。

なお、交付申請時より増額となる変更申請は認められません。

５．実績報告書の提出について

実績報告書（様式第１２）及びその添付資料は、補助事業に係る工事等が完了し、その支払を済ませてから３０日以内又は令和３年２月２６日のいずれか早い日までに経営研究所に到着しなければ、補助金は交付されません。また、当該補助事業に係る工事等の完了及びその支払の完了は令和３年２月２６日までが期限です。従いまして、令和３年２月２６日までに工事等及び支払が完了しなかった場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。

（交付規程第１２条第２項、交付規程第１８条第１項、業務細則第１１条第２項）

６．現地調査について

実績報告書を提出いただいた後、必要に応じて現地調査を実施します。その際、実績報告書類とともに、様式第２１に定める取得財産等管理台帳も確認させていただきますので、準備をお願いいたします。

７．最新情報の公開について

今後、経営研究所のホームページ(https://www.nttdata-strategy.com/r1chusho-bcp/koubo.html)において必要事項を順次ご案内させて頂きますので、内容の確認をお願いいたします。

注）交付規程及び業務細則、必要な様式類については、経営研究所の「令和元年度補正予算「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの)」補助事業」のホームページからダウンロードしてください。

実績報告書の綴じ方・注意事項について

１） 提出先　株式会社NTTデータ経営研究所　社会・環境コンサルティングユニット
災害時インフラ補助金　窓口

２） 住所等　〒102-0093 東京都千代田区平河町２－７－９　ＪＡ共済ビル9階
TEL: 03-5213-4047　　FAX: 03-3221-7022
ホームページ　：　https://www.nttdata-strategy.com/r1chusho-bcp/koubo.html
メールアドレス：chusho-bcp2020@nttdata-strategt.com

３）注意事項

① 実績報告書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-Rも提出してください。その際、編集可能な形式のファイルも格納してください（Word, Excel等データ）。
② 提出した書類は一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
③ 提出書面は、普通紙（再生紙を含む）を使用してください。
④ 鉛筆やカラーペン（黒、青色以外）で記載した書面は受理できません。
⑤ 修正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印（申請書に捺す印）を捺してください。
⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。

４）綴じ方

提出書類はA4版の紙製ファイルにタブ紙をつけて綴じ込んでください。

5）CD-Rの作成方法

下記の通り、フォルダを作成したうえでデータのCD-Rへの焼き付けをお願いいたします。

ＣＤ－Ｒに格納するフォルダ･ファイル名称

１．実績報告書
・実績報告書（様式第１２）

２．実施報告書
・実施報告書　別紙9

３．　購入書類
・購入及び支払いに伴う書類

４．実施場所
・敷地全体配置図
・設備の配置図･写真

５．配管図
・ガス･石油配管図･アイソメ図（該当する場合）
・燃料消費量計算書　別紙8

６．配線図
・電気配線･系統図
・災害時使用予定電気機器及び負荷リスト　別紙5
・自家発電設備出力計算書

７．試運転報告書
・災害時使用機器（発電機等の試運転報告書）
・機器等の写真

８．リース
・リース契約書
・減額証明書兼計算書　別紙３

９．誓約書
・誓約書　別紙４-１、又は４-２

１０．許認可等
・補助対象自家用発電設備の設置にかかる法律上の許認可の写し
（該当する場合）

１１．電気主任技術者
・電気主任技術者選任の証左（該当する場合）

１２．財産明細書
・取得財産明細書　（様式第２２）
・固定資産台帳の写し

見出しごとにフォルダを作成すること

左記名称は変更しないこと

参考：業務細則より抜粋

（実績報告書及び添付書類）

第１６条　交付規程第１８条第１項に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）実績報告書（様式第１２）

（２）補助事業に関する実施報告書（別紙９）

① 購入及び支払いに伴う書類（見積依頼書、見積書、選定理由書、契約書・仕様書または発注書・請書、請求書（明細付）、業務完了報告書、振込証明書、領収書　等）

② 補助対象自家用発電設備を設置した敷地全体配置図、設備の配置図

③ ガス・石油配管図（平面図、アイソメ図）（該当する場合）

④ 燃料消費量計算書（別紙８）

⑤ 電気配線図及び電気系統図

⑥災害時使用予定電気機器及び負荷リスト（別紙５）

⑦ 災害時使用機器（発電機等）の試運転報告書

⑧ 機器等の写真

⑨ リース契約書の写し（該当する場合）

⑩ リース料金減額証明書兼計算書の写し（別紙３）（該当する場合）

⑪ 誓約書（別紙４－１又は別紙４－２のいずれか）

⑫ 補助対象自家用発電設備の設置に係る法律上の許認可の写し（該当する場合）

⑬電気主任技術者選任の証左（該当する場合）

⑭ 取得財産等明細書（様式第２２）

⑮固定資産台帳の写し

（３）その他経営研究所が提出を求める書類
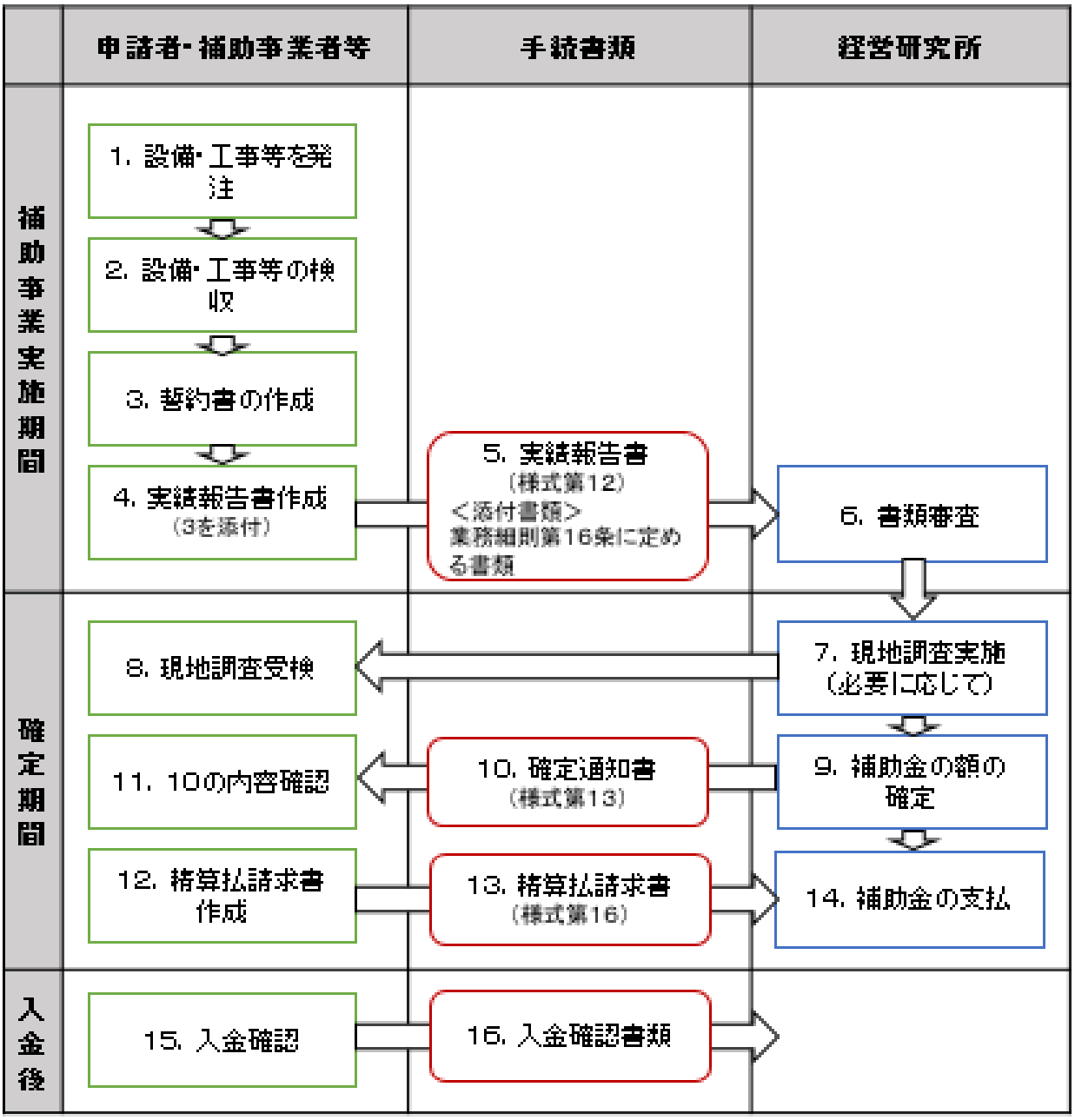
補助事業のフロー図(採択事業者)